

Ⅱ 蘇生を望まない救急患者の取扱いについて

1 趣旨

終末期の傷病者が心肺停止の状態になった場合において、119番通報をした家族等が心肺蘇生法等の実施を希望しない意思表示をした場合の救急隊活動基準について定める。

(注) この取扱いは暫定的なものとし、今後、国の基準が定まり総務省消防庁等から通知がなされた場合には、その時点で見直しを行うものとする。

2 活動基準

救急隊員が救急業務に出動したときは、家族等から心肺蘇生法等の実施を希望しない意思表示がなされても、心肺蘇生法等の処置を行いながら医療機関に搬送するものとする。

ただし、心肺蘇生等を実施しないよう指示する医師が署名した書面（以下「指示書」という。）が提示されたときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 指示書等に署名した医師に連絡をとることを基本とする。
- (2) 指示書等に署名した医師に連絡がつき、医師の元へ搬送できる場合には、心肺蘇生法等の処置を行いながら搬送する。
- (3) 指示書等に署名した医師に連絡がつき、医師が直ちに現場に駆け付ける場合には、心肺蘇生法等の処置を行いながら傷病者を医師に引き継ぐ。
- (4) 指示書等に署名した医師に連絡がつかない場合及び医師の元へ搬送できない場合は、心肺蘇生法等の処置を行いながら医療機関に搬送する。

3 留意事項

指示書等に署名する医師は、終末期の患者又はその家族へ指示書等を渡すに当たっては、心肺停止の状態になった場合、かかりつけ医に連絡し、119番通報はしないことについて患者、家族及び関係者とよく話し合い、その理解を求めるものとする。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。